

4 環境目標 1 水と緑豊かな自然とふれあえるまちに

4-1 天然林面積

(単位:ヘクタール)

| 年度 | 森林面積 | 天然林面積 | | |
|----|---------------|--------------|--------------|--------------|
| | | 針葉樹(マツ類) | 広葉樹 | 計 |
| 14 | 9,669 | 1,412 | 3,600 | 5,012 |
| 15 | 9,666 | 1,410 | 3,592 | 5,002 |
| 16 | 9,562 | 1,397 | 3,546 | 4,943 |
| 17 | 22,918(9,548) | 2,494(1,391) | 6,604(3,543) | 9,098(4,934) |
| 18 | 22,914(9,546) | 2,492(1,390) | 6,602(3,541) | 9,094(4,931) |

()は、旧岡崎市分の面積

資料:「西三河の森林と林業」(愛知県西三河農林水産事務所発行)

4-2 おかざき自然体験の森

| 年度 | 総入場者数 (人) | 自然体験型環境教育プログラム | | | |
|----|--------------|----------------|---------|-----|-------|
| | | 実施回数 | 参加人数(人) | | |
| | | | 市民活動団体 | 岡崎市 | |
| 14 | 15,418 | 136 | 59 | 77 | 2,171 |
| 15 | 18,473 | 264 | 158 | 106 | 3,148 |
| 16 | 19,808 | 304 | 247 | 57 | 3,583 |
| 17 | 19,845 | 316 | 211 | 105 | 3,553 |
| 18 | 19,283 | 254 | 200 | 54 | 3,278 |

平成14年10月1日 正式開設:自然体験型環境教育プログラム提供
公開面積 約41.0ヘクタール(全体区域面積 約103.7ヘクタール)

4-3 公園緑地供用面積

| 年度 | 区分 | 総数 | 街区公園 | 近隣公園 | 地区公園 | 総合公園 | 運動公園 | 特殊公園 | 広域公園 | 緑地 | 緑道 | 市域に対する割合(%) | 市民一人当り公園面積(m ²) |
|----|-------|--------|-------|-------|------|-------|------|-------|--------|-------|------|-------------|-----------------------------|
| 14 | 箇所数 | 200 | 142 | 17 | 2 | 2 | — | 5 | 1 | 25 | 6 | — | — |
| | 面積(%) | 350.58 | 38.74 | 28.70 | 7.90 | 41.20 | — | 47.70 | 102.20 | 80.76 | 3.38 | 1.54 | 10.07 |
| 15 | 箇所数 | 202 | 142 | 18 | 2 | 2 | — | 5 | 1 | 26 | 6 | — | — |
| | 面積(%) | 352.12 | 39.74 | 28.70 | 7.90 | 41.20 | — | 47.70 | 102.20 | 81.30 | 3.38 | 1.55 | 10.02 |
| 16 | 箇所数 | 204 | 143 | 18 | 2 | 2 | — | 5 | 1 | 27 | 6 | — | — |
| | 面積(%) | 368.54 | 39.23 | 29.72 | 7.90 | 41.20 | — | 47.70 | 103.95 | 95.46 | 3.38 | 1.62 | 10.37 |
| 17 | 箇所数 | 210 | 148 | 18 | 2 | 2 | — | 5 | 1 | 27 | 7 | — | — |
| | 面積(%) | 369.71 | 40.02 | 29.83 | 7.90 | 41.20 | — | 47.70 | 104.50 | 95.05 | 3.51 | 0.95 | 10.32 |
| 18 | 箇所数 | 210 | 148 | 18 | 2 | 2 | — | 5 | 1 | 27 | 7 | — | — |
| | 面積(%) | 369.71 | 40.02 | 29.83 | 7.90 | 41.20 | — | 47.70 | 104.50 | 95.05 | 3.51 | 0.95 | 10.21 |

特殊公園: 風致公園・歴史公園・墓園など

4-4 自然環境保護

| 指 定 区 分 | | 法 令 | 該当区分 |
|----------|--|---------------------|---|
| 自然公園地域 | <ul style="list-style-type: none"> 国立公園 <ul style="list-style-type: none"> 特別地域 <ul style="list-style-type: none"> 特別保護地区 利用調整地区 海中公園地区 普通地域 国定公園 <ul style="list-style-type: none"> 特別地域 <ul style="list-style-type: none"> 特別保護地区 利用調整地区 海中公園地区 普通地域 | 自然公園法 | 三河湾国定公園 第3種特別地域 287ヘクタール 鉢地町、山綱町、桑谷町 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 愛知県立自然公園 <ul style="list-style-type: none"> 特別地域 <ul style="list-style-type: none"> 利用調整地区 普通地域 | 愛知県立自然公園条例 | 本宮山県立自然公園 第3種特別地域 1,450ヘクタール 普通地域 207ヘクタール 切山町、千万町町、石原町、東河原町、雨山町、大代町 |
| 自然環境保全地域 | <ul style="list-style-type: none"> 原生自然環境保全地域 <ul style="list-style-type: none"> 立入制限地区 自然環境保全地域 <ul style="list-style-type: none"> 特別地区 <ul style="list-style-type: none"> 野生動植物保護地区 海中特別地区 普通地区 | 自然環境保全法 | 該当なし |
| | <ul style="list-style-type: none"> 愛知県自然環境保全地域 <ul style="list-style-type: none"> 特別地区 <ul style="list-style-type: none"> 野生動植物保護地区 普通地区 | 自然環境保全及び緑化の推進に関する条例 | 茅原沢自然環境保全地域 14.36ヘクタール 山中八幡宮自然環境保全地域 5.5ヘクタール |

4-5 自然公園

(1) 三河湾国定公園

指定年月日：昭和33年4月10日

区 域：岡崎市・蒲郡市・豊橋市・田原市・美浜町・南知多町・一色町・吉良町・幡豆町・御津町・音羽町・幸田町の各一部

主要利用地区：遠望峰山・宮路山・岩屋寺・内海海岸・南知多ビーチランド・鵜の池・羽豆岬、吉良温泉、猿ヶ島・三ヶ根山・蒲郡海岸・竹島・西浦温泉・形原温泉・三谷温泉・大恩寺・蔵王山・伊良湖岬・日出の石門・伊良湖国民休暇村・伊川津・吉湖の貝塚等

概 要：本公園は、愛知県の南部に位置し、知多半島と渥美半島に囲まれた三河湾を中心に、南知多、蒲郡、渥美半島及び湾内に浮かぶ島々を包含する海岸景観の休養地域です。湾内を中部地方から九州の西端に及ぶ中央構造線を境に内帯と外帯に区分された地質学的要素に恵まれています。気候は海洋性を帯び、年間平均気温は15～16度で比較的变化が少なく全般に温和です。

(2) 本宮山県立自然公園

指定年月日：昭和44年3月14日

区 域：岡崎市・豊川市・新城市・音羽町の各一部

主要利用地区：闇苺溪谷・本宮山・観音山・巴山・雁峰山

概 要：本公園は、本宮山の山地景観と、本宮山山麓の乙川の水源となっている闇苺国有林の溪谷景観、及び寒狭川の溪流景観からなっています。殊に本宮山は山姿も秀麗であり、山稜部は展望にすぐれています。またシダ類を始めとする植物の宝庫でもあります。

4-6 愛知県茅原沢自然環境保全地域の保全計画(昭和59年3月28日指定)

(1) 指定理由

本地域は、男川と乙川の合流点付近に位置し、標高40mの川岸から110mの尾根の間にはアラカシを主とする常緑広葉樹林及びコナラ等の落葉広葉樹林が成立しています。

これらの林内には、県内稀産の種であるヒメシャラ、オオズミ、ムヨウラン、アケボノシュスラン、ギンリョウソウ、アキノギンリョウソウなど数多くの種が生育し、県内でも貴重な森林となっています。

また、本地域には、県内稀産の陸貝であるツムガタモドキギセルが生育し、本地域がその分布の南限となっていることは、学術的にも貴重な価値をもっているほか、このような低地の森林にヒメシャラが稚樹を含めて多数生育することは他に例をみません。

さらに、この地域の川岸の植生は、乙川のゲンジボタルの生育環境を保全する意味からも重要な役割を果たしています。

このため、この地域を自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例第20条第1項第4号の植物の自生地及び野生動物の生息地として愛知県自然環境保全地域に指定するものです。

(2) 保全計画

保全すべき自然環境の特質

○植生

茅原沢神明宮の社殿の周辺地域及び乙川に沿って川岸の部分及び北部の沢沿いに成立するアラカシ、サカキを優占種とする常緑広葉樹林の林床にムヨウラン、ギンリョウソウ、アキノギンリョウソウ等の腐生植物をもっています。

○野生動物

貝類のツムガタモドキギセルは、県内では、茶臼山、伊熊神社にみられるが、本地域は、その分布の南限となっています。

(3) 所在地

岡崎市茅原沢町及び秦梨町

(4) 面積

普通地区(全域):14.36ヘクタール

4-7 愛知県山中八幡宮自然環境保全地域の保全計画(平成16年2月27日指定)

(1) 指定理由

山中八幡宮は、岡崎市の南東部の舞木町に位置し、山中八幡宮の社叢(以降、「本社叢」という。)としてツブラジイを優占種とする常緑広葉樹林が覆う、標高106m程の小さな丘です。常緑広葉樹林の社叢としては、県内では規模が大きく、その構成種の中にはミミズバイが成育し、林床には愛知県の準絶滅危惧種であるルリミノキ、オオフユイチゴの群落が生育していることが本社叢の特徴の一つです。また、参道入口前にあるクスノキの巨木は、岡崎市の天然記念物に指定されています。

昆虫では、愛知県の準絶滅危惧種であるオオゴキブリが生息しており、また「ヒメハルゼミの生息地」として本社叢は市の天然記念物に指定されています。

したがって、これらの自然環境を保全するため、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例第20条第1項第4号の植物の自生地及び野生動物の生息地として愛知県自然環境保全地域に指定するものです。

(2) 保全計画

保全すべき自然環境の特質

○植生

本社叢の植生は、丘の東側斜面は常緑広葉樹である主としてツブラジイの天然生林で、西側斜面はヒノキ植林地となっています。この常緑広葉樹林の本社叢は、郷土景観を代表する植物群落と言え、愛知県西三河南半に残された天然生林の中でも大きなものです。また、注目される種として、県下では生育数が少ないルリミノキ、オオフユイチゴといった分布の北限に近い植物が生育し、またその他にベニシダ、トウゴクシダなどのシダ類、ミミズバイ、クロバイ、及びコクランなど暖地性の種が多く生育しています。

○野生動物

昆虫では、暖地系の種で自然林などに生息し、県内では少なくなったとされるオオゴキブリが生息しており、また暖地系の種であるヒメハルゼミが生息し、本社叢は「ヒメハルゼミの生息地」として市の天然記念物に指定されています。その他、ヒメハンミョウ、ハグロカワトンボなどがみられます。また、鳥類ではフクロウ、アカハラなどもみられます。

(3) 所在地

岡崎市舞木町

(4) 面積

5.50ヘクタール(特別地区:1.55ヘクタール 普通地区:3.95ヘクタール)

4-8 鳥獣保護

| 区分 | 名称 | 面積(ヘクタール) | 設定期限(平成) |
|----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 鳥獣保護区 | 間苅鳥獣保護区 | 430 | 15.11.1~25.10.31 |
| | 岡崎鳥獣保護区 | 6,450 | 10.11.1~20.10.31 |
| | 宮崎小学校鳥獣保護区 | 5 | 19.11.1~29.10.31 |
| | 岡崎東部鳥獣保護区 | 1,110 | 15.11.1~25.10.31 |
| | 大平田鳥獣保護区 | 218 | 15.11.1~25.10.31 |
| | 額田中学校鳥獣保護区 | 50 | 16.11.1~26.10.31 |
| | 生平小学校鳥獣保護区 | 59 | 10.11.1~20.10.31 |
| 特定猟具 使用禁止区域 | 額田峰特定猟具使用禁止区域 | 200 | 18.11.1~28.10.31 |
| | 岡崎小針特定猟具使用禁止区域 | 477 | 19.11.1~29.10.31 |
| | 須淵特定猟具使用禁止区域 | 114 | 19.11.1~29.10.31 |
| | 大重特定猟具使用禁止区域 | 210 | 17.11.1~27.10.31 |
| | 岡崎幸田特定猟具使用禁止区域 | 163 | 16.11.1~26.10.31 |
| | 岡崎特定猟具使用禁止区域 | 790 | 15.11.1~25.10.31 |
| | 岡崎岩津特定猟具使用禁止区域 | 920 | 16.11.1~26.10.31 |
| | 北山特定猟具使用禁止区域 | 264 | 18.11.1~28.10.31 |
| | 藤川特定猟具使用禁止区域 | 620 | 18.11.1~28.10.31 |
| | 額田平瀬特定猟具使用禁止区域 | 5 | 19.11.1~29.10.31 |
| | 六ツ美南部特定猟具使用禁止区域 | 45 | 13.11.1~23.10.31 |
| | 岡崎東部特定猟具使用禁止区域 | 679 | 19.11.1~29.10.31 |
| | 常磐特定猟具使用禁止区域 | 360 | 12.11.1~22.10.31 |
| 岡崎福岡特定猟具使用禁止区域 | 9 | 14.11.1~24.10.31 | |